

奈良市眺望景観検討懇談会設置要領

(設置)

第1条 奈良市眺望景観保全活用計画の策定にあたり、市民の意見を取り入れて計画策定を推進するため、奈良市眺望景観検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の事項を所掌する。

(1) 奈良市眺望景観保全活用計画（案）を作成すること。

(2) 奈良市眺望景観保全活用計画（案）の作成に係る事項の調整及び審議に関すること。

(3) その他、奈良市眺望景観保全活用計画（案）の作成に関し、必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、有識者等7名以内で、構成する。

2 有識者の任期は、奈良市眺望景観保全活用計画（案）の作成までとする。

(会議)

第4条 懇談会に座長を置くこととし、座長は有識者等の互選で選出する。但し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定した者が職務を代理する。

2 懇談会は、奈良市都市整備部長が招集し、座長が主宰する。

3 座長が必要と認めるときは、有識者等以外の者に懇談会への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第5条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。

2 傍聴人には、資料を配布すると共に、会議終了後に質問書、意見書を提出することができる。

(庁内WG会議)

第6条 懇談会の所掌事務に係る施策について、庁内における調整、検討のために別表に掲げる庁内WG会議を設置する。

2 庁内WG会議の構成員は、懇談会に出席する。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課とする。

附則

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

別表

庁内WG会議構成員

- ・都市計画室長
- ・まちづくり指導室長
- ・観光振興課長
- ・農林課長
- ・都市計画課長
- ・文化財課長
- ・景観課長